

令和8年

南部町議会第2回定例会会議録

令和8年6月 9日 開会

令和8年6月12日 閉会

山梨県南部町議会

令和 8 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 9 日

令和8年南部町議会第2回定例会（第1日目）

令和8年6月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結について
- 日程第6 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之 |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟 |
| 5番 高橋茂広 | 6番 小泉昇一 |
| 7番 望月光彦 | 8番 仲亀佳定 |
| 9番 若林良一 | 10番 木内秀樹 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

- | | |
|---------|---------|
| 7番 望月光彦 | 8番 仲亀佳定 |
|---------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	渡辺雄治
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	遠藤一明
企画課長	若林将基	D X 推進課	佐野智洋
財政課長	佐野郁夫	税務課長	望月 壮
交通防災課長	仲亀哲也	子育て支援課長	遠藤岳英
福祉保健課長	近藤利也	住民課長	望月裕司
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	木内宏貴	建設課長	尾崎龍次
水道環境課長	岡村 忠	デイサービスセンター所長	渡辺大祐
健康管理センター所長	大倉直也	学校教育課長	志村勝也
生涯学習課長 （兼）公民館長	杉山一陽		

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和8年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先月は町民との懇談会、その翌日には議会議員研修会への参加、大変お疲れさまでした。町民との懇談会では、大変厳しい忌憚のないご意見も聞けました。ただ、今回、5回目の開催となりますが、町民の参加人数が少し寂しく感じました。開かれた議会と町政に関心を持ってもらうことが目的であります、まだまだ努力を重ねなければならないと思った次第です。

県内でも昨今は、議員の定数割れや、低投票率による選挙離れの新聞記事が話題となりました。議員研修会でも、議員のなり手不足がもたらすさまざまな弊害を再認識しました。一方でなり手不足問題は地方議会に限った特有の現象ではなく、他の分野と同様、人口減少がもたらす社会全体の人手不足問題であるという観点には、ますます考えさせられるものがありました。

国の政策も、限られた人材、財源の中で、公共私の連携、地方公共団体の広域連携等、さらに効果を求めた地方行政の運営に舵を取っています。

そういった厳しい局面の中にあって、議会には住民代表機能や、正当性と多様性を保つことが求められ、女性や若者など、多様な人材の参画が今後ますます重要になると考えます。

そのためにも、われわれもできることから創意工夫を凝らし、議会改革を進め、町政への関心、未来のまちづくりに参画をしてもらえるよう働くことも重大な責任であると考えております。

さて、議員各位におかれましては、公私ともどもご多忙のところ、第2回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、地球温暖化防止と節電に取り組むため、本会議等での上着ネクタイの着用は自由といたしますので、ご了承ください。

それでは、今期定例会も円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから令和8年南部町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和8年南部町議会第2回定例会は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、望月光彦議員、および8番、仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに陳情3件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年度会計の令和8年2月分、3月分、4月分、令和8年度会計の令和8年4月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

次に、福祉保健課から南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の令和8年6月改定計画書の提出がありました。

お手元に配付しておきましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度南部町一般会計）

日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結について

日程第6 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）

以上、3件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和8年第2回定例会開催に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、総務省が先月29日に公表しました国勢調査の速報値によりますと、2025年10月1日時点の山梨県の人口は77万9,921人で、1975年以来の80万人割れとなり、減少率は1920年、調査を開始以来、最大の3.7%となりました。本町におきましても、5年前、7,156人であった人口が6,329人と11.6%の減少という結果となりました。これらの要因について、総務省は、出生数が減少傾向にあるとともに、高齢化の進展で死亡数が大きく増えている自然減の影響が強く表れたとしています。

このようなことから、今後も人口減少は進んでいく傾向にあり、行政運営につきましても非常に難しい状況が迫っておりますが、すでに本町では長期的な展望に立った人口ビジョンと、それに基づくデジタル田園都市構想戦略を掲げ、将来にわたって持続可能で魅力あるまちづくりを、これまで以上に進めていくこととしております。

その1つが、定住移住促進事業であり、昨年度より進めている子育て支援定住促進住宅事業であります。この事業は、非常に重要な事業であることから、町を取り巻く現状を町民の皆さまにご理解をいただくために、「人口減少のこと、将来のまちのこと」と題し、説明会を開催し、全戸に資料配布をいたしました。

この施策は、町が抱えている最重要課題解決のための1丁目1番地であり、悠長に構えている状況ではありません。町内の学校編成の基本方針であった1中学校、2小学校が今年度よりスタートいたしました。しかしながら、ここ数年の町内の出生数を考えますと、今後はこの方針の変更をせざるを得ないときが、近い将来に訪れると思います。ですから、住宅建設の候補地の変更を含め、確固たる信念を持って事業展開を図ってまいります。

それでは、3月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

3月11日、南部中学校を43名の生徒が巣立ちました。ここ数年の出生数減少を見ると、将来の中学校運営についての検討が必要であることを痛感する日でもありましたが、43名の卒業生が、さらに大きく成長されることを願い、心からエールを送りました。

3月13日、老人クラブ連合会総会が改善センターで開催され、出席してまいりました。

クラブの会員数は1,229名と大変大きな組織となっております。四條頼明会長を先頭に、いきいきと、はつらつと、活力に満ちた皆さんが健康、友愛、奉仕の活動に取り組む姿勢に、私もまだまだ頑張らなければと気持ちを新たにいたしました。

3月14日、栄小学校、睦合小学校、両校の閉校式に出席してまいりました。当日は、両校とも卒業生を含め200名以上の方々が出席し、150有余年の歴史の幕が静かに下ろされました。両校の伝統と崇高な精神は、多くの方々の心に脈々と生き続けるものと思います。

3月17日、峡南広域行政組合定例会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、望月小五郎議員ともども出席してまいりました。条例の制定1件、条例の改正1件、補正予算3件、当初予算3件、契約の変更1件の計9件についてご承認をいただきました。

3月19日、栄小学校最後の卒業式に出席してまいりました。栄小学校として最後の卒業生となった11名の児童が、希望に満ちて大きく飛躍されることを願いました。

3月19日、愛育会、24日食生活改善推進委員会、25日には南部地区ボランティアの会と総会が開催され、出席してまいりました。いずれの組織も、女性が中心となって、地域の課題解決や、町民の健康な暮らし、子どもたちが健やかに育つためのお手伝いと、幅広い活動を通して、行政を支援してくださる皆さまの力強さに私も元気をいただきました。

3月30日、山梨西部広域環境組合定例会が開会され、組合議員の仲亀佳定議員とともに出席してまいりました。専決処分の承認2件、条例の制定および改正1件、契約の締結1件、補正予算1件、当初予算1件の計6件についてご承認をいただきました。

4月1日、木内議長にも出席をいただき、新規採用職員2名のほか、職員に定期異動の発令を行うとともに、公務員としての自覚と責任のあり方、新年度の事業推進などについて訓示を行いました。

また、同日、南部町消防団の任命式を行いました。佐野芳男団長の下、一致団結して本町の

防火・防災・防犯についてのご協力をお願いいたしました。

4月7日、南部小学校開校式、引き続き南部小学校の入学式に出席してまいりました。昨年からの校舎の大規模改修など開校準備も整い、新制南部小学校へ新入生11名を迎えました。私が町長就任以来、小中学校の統廃合は重要政策として進めてまいりましたが、人口が減少する中で避けては通れない道だと承知しながらも、地域の皆さまの心情を慮ると辛い決断でありました。しかし、新入生や在校児童たちの笑顔で、私が進めた政策に間違いはなかったと安堵をいたしました。

4月9日、初区長会を開催し、25地区の区長さんに委嘱状の交付を行いました。区長さん方には、集落支援員や、防災会長として、地域のために1年間ご尽力いただくこととなりますので、全管理職が出席し、行政の協力をお願いいたしました。

4月12日、第36回たけのこまつりが開催されました。今年は表年ということもあり、初めて、朝採りのみのたけのこを販売いたしました。収穫量もちょうど良く、天候にも恵まれ、県内外から多くのお客さまで賑わいました。大きな混乱もなく、来場者の皆さまには1日中楽しんでいただき、安堵したところであります。

4月15日、峡南広域行政組合新庁舎竣工式に、組合議員の高橋茂広議員、望月小五郎議員ともども出席し、新しい庁舎の機能説明を受けてまいりました。

4月16日、17日、関東の町村長を対象にしたトップセミナーが東京で開催され、総務省応援派遣室長による「大規模災害時による応援職員派遣」や、内閣府大臣官房審議官による「防災庁設置に向けた最新の取り組みと今後の方針など、今後起こり得る大規模災害への対応とネット世論の特徴と情報リテラシー」と題して、国際大学グローバルコミュニケーションセンター教授の山口真一博士から、「フェイク情報の扱いや、生成AIの活用について」研修を受けてまいりました。

4月20日、22日の両日、南部町人事評価制度に基づき、各課の課長と面談を行い、今年度事業の課題や取り組みについて説明を受け、適正な業務推進を維持することと、今年度の主要業務について指示を行いました。

4月24日、臨時会を招集させていただき、専決処分した事件の承認、条例の制定および改正や人事案件をご承認いただきました。

5月20日、文化ホールにおいて南部町文化協会総会が開催され、今年度、事業の文化講演会、芸術鑑賞会や道の駅なんぶの館の今後について説明をさせていただきました。

5月21日、いきいき大学に講師として出席し、人口減少、子育て支援政策への取り組みについて、南部小学校の統合があった中、1中学2小学校を維持していきたいなど、町民との活発な意見交換と講話を行いました。

5月23日、文化講演会に読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏を招き、「どうなる日本の政治」と題して、講演会を開催いたしました。当日は200人超えの来場者があり、政治の裏話や自身の身の上話を交えながら、大変有意義な講演会となりました。

5月27日、健康長寿日本一を目指して、「アクティブチャレンジ2026」を実施いたしました。アルカディア運動場において、グラウンドゴルフ大会、アルカディア体育館ではふるさと大型かるたやリズム体操、体力運動能力テストなどを行い、1日を通して町民の皆さまにさまざまなスポーツに取り組んでいただきました。

今後も町民の皆さまには、日ごろからの運動の継続を推進し、スマイルなんぶ、健康長寿日

本一を実践してまいります。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本定例議会への提出案件は、報告1件、契約の締結1件、補正予算1件の合計3件であります。

はじめに、議案集2ページ、報告第5号の繰越明許費繰越計算書についてであります。令和7年12月の定例会、令和8年1月の臨時会および3月の定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました一般会計6件について、記載のとおり、繰越明許費の額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案集4ページ、議案第35号の物品購入契約の締結についてであります。町営バスの購入につきまして、入札により契約相手の選定が整いましたので、南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、契約の締結を議会に諮るものであります。

次に、議案第36号につきましては、一般会計の補正予算であります。令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）であります。緊急性の高い事業に絞って補正予算案を編成したところであります。

主な事業としましては、認知機能低下予防補聴器装用推進事業に82万円。栄小学校の漏水整備に264万円、林道維持工事に2,460万円などの補正予算をお願いするものであります。その結果、歳入歳出それぞれ2,914万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,914万6千円とするものであります。財源につきましては、県補助金と繰越金を充てます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、ならびに日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結について、および日程第6 議案第36号、補正予算について、佐野財政課長。

○財政課長（佐野郁夫君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、ならびに日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結については、町長から本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、報告第5号ならびに、日程第5、議案第35号については、本日先議することに決定いたしました。

資料①議案集2ページをお開きください。

日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書（令和7年度南部町一般会計予算）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

ふるさと支援商品券についてですが、町民の皆さんから喜びの声をいただいております、タイミングが非常に良かったと思っています。

配付から2カ月と少しが経ちますが、数字をお持ちでしたら現在の使用率を教えてください。

○議長（木内秀樹君）

木内産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（木内宏貴君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在までの使用枚数が7万4,854枚、使用金額にしますと7,485万4千円となります。内訳といたしましては、共通券が3万8,907枚、ふるさと応援券が3万5,947枚となっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

次に、議案集4ページ、日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

この物品購入ですが、昨年は、予算を取ったものの車を買えなかったかと思います。今年は買えることになりましたが、バス購入における現状と、今後どうなるのかということ、古いバスはどうするのかをお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

芦澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、町営バスの購入についてですが、昨年度当初予算に陵草線バス購入費を計上し、準備を進めてまいりました。しかし、メーカー側でオーダーストップがかかり、注文を行うことが

できない状況でした。そのため、今年度の当初予算に再度バス購入費を計上し、注文を行うことができたため、今回の契約に至りました。

また、購入代金については、昨年度バス購入費予算額747万1千円に対し、数万円高い金額での契約となりました。これは、物価高騰の影響なども受けた結果だと考えております。

なお、今回購入した陵草線バスの仕様についてですが、乗車定員は14名となっております。現在運行しているバスと変わらない仕様となっております。既存のバスについては、下取りを出すことで新規購入費の一部に充てる対応を取っております。

現在、自動車を含めさまざまな製品の納品に関しては、数カ月から1年以上かかる状況となっております。このため、今後、ほかの路線で使用しているバスの入れ替えを予定した場合についても、注文後すぐ納品されることが期待できない状況です。年度内での納品が難しくなるケースが増加しているため、事業計画においては繰り越し対応なども視野に入れながら進めていかなければならないと考えております。

以上、バス購入費に関する状況と今後の見通しについてご説明させていただきました。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5、議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

日程第5、議案第35号について討論いたします。

討論の通告はありませんので討論なしと認めます。

以上で日程第5、議案第35号についての討論を終結いたします。

次に採決を行います。

日程第5 議案第35号 物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第5、議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第7 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合には、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、9番、若林良一議員の質問を許します。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

今回は、町内の買い物弱者について伺いたいと思います。

国の調査によると、2020年時点で農林水産省の推計では、食品の購入に不便を感じている買い物弱者は、全国で約940万人にのぼり、65歳以上では約4人に1人、26.6%に達しております。

この背景には、高齢化の進行や、小規模店舗の減少、都市部における郊外化などがあり、地方だけではなく都市部においても増加傾向が見られます。

今後も高齢化の進展に伴い、さらに増加していくことが懸念されております。また、山梨県においても、これまで地域の生活を支えてきた商店や商店街の減少、移動手段の縮小などにより、日常の買い物に不便を感じている住民が多く存在すると考えております。

しかしながら、実際に買物環境の利便性については十分に把握されておらず、商店街の規模や高齢化率、公共機関の状況などにより、地域ごとに大きな差がある状況であります。

このため、各地域の実情を正確に把握した上で、ニーズに応じたきめ細かな対策を講じることが重要であるとされています。

こうした背景から、今後の買い物弱者対策について町の考えを伺います。

お願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

若林良一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘にあります、買い物に不便を感じている住民の状況につきましては、本町の現状を踏まえながら説明をさせていただきますと、令和8年4月1日現在、住民基本台帳上の総人口が6,551人となっており、そのうち65歳以上人口が3,070人で、高齢化率は、46.9%に達しております。これは、昨年度同時期と比較すると0.9%の上昇となっております。また、福祉保健課が毎年独自に作成している南部町福祉の現況によると、65歳以上の一人暮らし高齢者数が500人、65歳以上のみで構成される高齢者夫婦等世帯数は486世帯、1,001人となっており、さらに3年に一度実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえ、全国規模で買い物に不便を感じていると回答する割合が26.6%、4人に1人に上る中、本町においても全国規模同様、もしくはそれ以上の割合になるのではないかと福祉保健課では推測をしているところであります。

南部町の高齢化率は、毎年約1%ずつ上昇しておりますが、現在の状況から考えると今後もこの傾向がしばらくは続くものと思われます。一方で、町の65歳以上人口は、平成31年4月1日現在の3,231人をピークに年々減少傾向にあり、買い物に不便を感じる住民の割合も全体的な人口減少によって横ばい、もしくは少しずつではありますが減少していくものと思われます。

これらの現状等を踏まえ、議員ご質問の本町における今後の買い物弱者対策に関する考えに

ついてですが、福祉保健課といたしましては、これまで福祉サービス事業として実施してきました福祉タクシー券助成事業、配食サービス事業、ちょっくりボランティア事業における買い物代行ならびに買い物同行支援といった福祉サービス事業を今後も継続的に実施していくことを念頭に、今後の町の人口動態を見据えた柔軟な対応、見直しによって、さらに充実したものにしていくことが大変重要であると考えております。

一方で、新たな民間事業者による店舗出店や誘致については、現状では非常に困難であると認識しております。そのため、買い物に不便を感じている方々のみならず、福祉行政上のあらゆる課題に対応するためには、自助、互助、共助、公助の4つの助の力を適切に連携させることが非常に重要であると考えておりますので、役場内の関係各課との横断的な連携はもちろんのこと、ご家族や親戚、知人、地域の皆さま、ボランティアの皆さま、民間事業者の皆さまなど、多くの皆さまに、町の福祉施策に対するこれまでと変わらぬご理解、ご協力、ご支援を賜りながら、本町の福祉行政をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上で、若林議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

次に、交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

若林良一議員の質問にお答えします。

議員ご指摘の、買い物にお困りの方々の移動手段に関しまして、交通防災課で管轄しております町営バスの運行状況についてご説明させていただきます。

高齢者や運転免許証の返納などにより、ご自身でのお車の運転が困難な方々にとって、日々の買い物のための移動手段の確保は、大変重要な課題であると認識しております。

当課では、こうした方々の移動手段を確保するため、町営バスを運行しております。路線設定にあたりましては、町内の商店やスーパーマーケット、診療所等へのアクセスを考慮しているほか、ＪＲの内船駅、十島駅といった鉄道駅への接続も図っておりますので、お買い物の際に「足」として、ぜひ有効にご活用いただければと考えております。

ただし、町営バスの運行に関しては、車両の維持費や燃料費など多額の経費がかかり、加えて利用者数が減少傾向にある現状や全国的な運転手不足の問題も重なり、運行回数の増加や路線の拡充は簡単ではない状況です。

特に、陵草線につきましては、補助金の対象外であることに加え利用者数も少ない状態が続いているため、持続的な運行の確保が難しい課題がございます。この課題に対応するため、前回の一般質問でもご回答したとおり、デマンド交通への移行を検討しており、来年３月のＪＲ時刻改正に合わせて、陵草線のデマンド化に関する実証実験を計画しております。この実証実験では、デマンド交通の運行体制や利便性の検証を行い、今後の交通計画に役立てる予定です。

一方、その他の路線につきましては補助金を受けて運行されているため、現時点ではデマンド交通化をすぐに進める計画はございません。これらの路線については、現行の運行を維持しつつ利用状況を注視し、適切な対応に努めてまいります。

つきましては、町民の皆さまには、大変恐縮ではございますが、現行の町営バスの運行ダイヤの範囲内で計画的にご利用いただきますよう、なにとぞご理解とご協力を賜りたくお願い申

し上げます。

今後とも、町民の皆さまの貴重な移動手段である町営バスを、適切かつ持続可能な形で維持または改善できるよう、調査・研究を進めてまいり所存でございます。

以上で、若林議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

今、回答いただきました内容は、これから先も続けていってほしいということで、私から両課に意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは福祉保健課ですが、これまで福祉サービス事業として実施しました福祉タクシー券の補助事業、また配食サービス事業、ちょっくりボランティア事業における買い物代行および買い物同行支援については、今後も継続して実施していくことを基本にしながら、将来の町の人口動態を見据えた柔軟な対応と思ひまして、一層充実したサービスをお願いしたいと思っております。

また、新たな民間事業による店舗出店、誘致については、現状においては非常に困難であることは、私自身も認識しております。その中で、買い物に不便を感じている方々の支援はもとより、福祉行政の上、さまざまな課題に対応していくためには、先ほど話がありましたように、行政だけでなく、家族、地域住民、ボランティア、民間事業など連携し、自助、互助、共助、公助の4つの力を適切にさせることが極めて重要だと思っております。

今後につきましては、関係各位と横断的な連携を図ることとともに、皆様のご協力、本町行政、さらに推進していただきたいと思います。

次に、交通防災課ですが、高齢化や運転免許証の返納により、買い物や通院など、日常生活に本当に必要な移動手段の確保が重要な課題となっております。

町営バスも貴重な交通手段であります。実際には、バス停まで行けない、便数が少ない、バスの滞在時間が短いなど、移動そのものに困っている高齢者の方の声も多く聞きます。

今後、町営バスの利便性向上のため、運行体制のさらなる充実、特に利用者の少ない陵草線につきましては、デマンド交通実証実験も着実に進めていただき、その結果を踏まえながら、地域の実情に即した持続可能で利用しやすい交通体系の構築に努められることをお願いしたいと思います。

また、そのほかの路線につきましても、日常生活を支える重要な交通手段でありますので、利用者の声を十分反映しながら、利便性の向上にさらに取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、高橋茂広議員の質問を許します。

高橋茂広議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

5番、高橋茂広議員。

○5 番議員（高橋茂広君）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1 問目です。

空家等対策の推進と解体補助金制度の創設について、全国的に人口減少や高齢化が進む中、適切な管理が行われていない空家が増加し、防災、防犯、衛生、環境など、多岐にわたる面で、地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。

本町においては、これまでも空家に関する実態把握や所有者への適切な指導、相談窓口の設置、空家バンク事業、官民連携協定等などの空家解消の取り組みにより、一定の成果が上がってきたものと認識しています。

さて、国においては、平成27 年5 月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、市町村による空家対策の権限を強化してきました。しかしながら、全国的な空家の増加傾向を受け、さらなる対策の強化を目的として、令和5 年12 月に同法律が改正施行されました。

この法改正における最大のポイントは、従来の「特定空家等」に加えて、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある「管理不全空家等」という区分が新たに設けられたことです。

市町村長から指導・勧告を受けた「管理不全空家等」は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることとなり、所有者に対して早期の適切な管理や除去を強く促す仕組みが国によって整えられました。

令和5 年に町が実施した「空家等の調査結果」によると、町内で空家と判断された件数は509 件となっています。その内訳は、不良度判定A（管理に問題なし、現況のまま利用可能）216 件、B（管理に不備あり、小規模な修繕で利用可能）204 件、C（倒壊の心配はないが、現況では利用困難）57 件、D（倒壊等の心配あり、現況では利用不可能）32 件となっています。

この調査結果を踏まえ策定されたのが「第2 期南部町空家等対策計画」であり、計画策定から2 年が経過した今、これまでの実績や得られた効果、そして新たに見えてきた課題を確認するとともに、さらなる対策の前進に向けて、以下の3 点について伺います。

1 点目は、法改正により新設された「管理不全空家等」の運用と啓発の実績についてです。本町では、「管理不全空家等」の指定および勧告について、どのような基準で運用されてきたのでしょうか。また、勧告を受ければ固定資産税の減額特例が解除されるという点を含め、所有者に対してどのような手段で啓発を行い、その結果どのような実績があったのか伺います。

2 点目は、調査で判明した深刻な空家への施策とその効果、課題についてです。

令和5 年の調査で、「利用困難」、または「利用不可能」とされた合計89 件の物件に対し、どのような具体的な施策を実施し、何件解消できたのか、その実績をお聞きします。また、これらの取り組みで得られた効果と現在直面している課題について伺います。

3 点目は、「管理不全空家等」と「特定空家等」を対象とする本町独自の新たな支援策の提案です。空家対策の基本は、所有者による適正管理であることは当然であります。現実には、高齢化や相続の問題、経済的事情などにより、解体に踏み切れないのではないかと推察します。法改正による「税の特例解除」という指導・監督の強化に加え、町が寄り添う「解体補助」という支援の両輪とすることで、所有者の自発的な解体を後押しし、結果として長期的な財政負担の軽減にもつながり、持続可能なまちづくりに資すると考えます。

以上、最初の質問といたします。

ご見解をお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

若林企画課長。

○企画課長（若林将基君）

高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる「空家特措法」は、人口減少や都市部への人口集中、高齢化などの影響で、地方に増加する空家が社会的課題となる中で、国や地方自治体が適切に空家問題に対処し、安全で快適な住環境を維持することを目的として平成27年に制定をされたものでございます。

また、令和5年の改正では、所有者不明土地問題の深刻化や、長期間の放置問題、空家発生の予防強化などの改正が行われたところでございます。

本町におきましても、この法律に基づき、平成31年3月に「南部町空家等対策計画」を策定し、令和5年4月に「第2次計画」を策定しまして、空家対策を進めているところであります。また令和5年度には専門事業者に委託し、町内の空家のデータベース化を図ったところでございます。

この空家対策においては、大きく、空家の「利用」と空家の「解体」の二つの事業に分類されます。「利用」につきましては、空家バンク利用促進事業や地域経済活性化対策支援事業の補助事業を行っておりますので、これらを促すことによって空家バンクを通じた流通を促し、令和3年度から令和7年度の実績では、登録件数50件、うち成約件数48件でありまして、空家の利活用によって移住定住につながっているということが言えると思います。

一方、今回の質問であります「解体」につきましては、スムーズな進捗が図れていない状況にあります。

質問の1点目と2点目に関してでございますが、「空家特措法」で規定される「特定空家等」とは、そのまま放置されれば、保安上の危険や衛生上の有害、景観上の問題、生活環境保全の不適切状態、と認められる場合に認定され、また「管理不全空家等」は、そのまま放置すれば、「特定空家等」に該当するおそれがある場合に認められると定義をされているところでございます。

また、地方自治体では、これらを認定することによって、所有者に対しまして、当該空家に係る修繕の助言、指導、勧告および命令をすることが可能であるとされているところでございます。

本町のこれまでの取り組みといたしましては、法に定められた制度の周知を中心に行ってまいりました。方策といたしましては、年度当初に、町の税務課で固定資産税納税通知書を発送しているところでございますが、その際に「空家を放置していませんか」と題した、制度案内チラシを送付し、空家の所有者本人に対し、周知をしているところでございます。

内容といたしましては、空家の利活用、解体および適正な管理を促すものとなっております。また、年度初めには区長会におきまして、自治会内で住民相互の適正な管理をお願いしています。

本町では、危険性のある家屋について、各区からの要望を受けて、所有者に対し管理勧奨の

通知をしたことがございますが、これまで特定空家等および管理不全空家等と認定した上で、指導、助言、勧告および命令を行った事例はございません。このことは、議員の質問にもありましたとおり、勧告後に固定資産税等の住宅用地特例に関する措置が除外されることや、その後続く可能性のある行政代執行等の処分が、所有者の財産権の制約を伴う強い公権力の行使を伴うものであり、高度な専門性をもって慎重に行う必要があることも、進まない要因になっているところでございます。

なお、令和5年度の空家調査で把握した空家のうち、これまで9件の解体等が行われましたが、そのうち「利用困難」のCランクに分類されるものは1件、「利用不可能」のDランクに該当するものは、解体されたものの中にはありませんでした。その他8件につきましては、A・Bと判定された物件となっております。

次に3つ目の支援策についてでございます。現在、町では解体に対する支援は行っていない。しかしながら、議員が指摘されたように、思うように進まないのが現状でございます。令和5年度の空家調査におきましても、所有者から、解体費用の支出に対する重い負担感があり、解体が行えないという意見が多く挙げられていました。そのような現状に鑑み、令和9年度、来年度を目途に、解体に対する新しい補助事業を創設したいと考えております。解体の対象物件、それから対象者、補助率等につきましては、県内他市町村の状況を調査するとともに、県道の補助事業、これらの活用を踏まえ検討していきたいと考えております。

以上、高橋議員の質問のお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま大変前向きなご答弁をいただきました。令和9年度を目途に解体に対する新しい補助制度を創設したいとのこと、空家等の所有者の方々はもとより、町民の皆さまにとっても大変ありがたいことと受け止めています。所有者の方々から「解体費用の負担が重い」という声が多く上がっていた中で、町として制度創設に踏み込まれた判断に対し感謝申し上げます。

ご答弁いただきましたように、空家バンクを通じた利活用についてはかなりの成果が上がっており、これまでの取り組みを高く評価したいと思います。

一方で、利活用が難しい空家等については、所有者の負担も大きく、町としても難しい課題であることは十分に理解しています。こうした状況を踏まえ、今後の方向性について2点お伺いいたします。

1点目は、「管理不全空家等」や「特定空家等」の認定が財産権に係る慎重な判断を要するものであることは十分承知しています。

しかしながら、今後の対策をさらに前進させていくためには、認定に向けた判断基準の整備や専門家との連携体制をあらかじめ整えていくことが重要と考えます。ついては、その準備や検討を始める時期も含め、町の考えをお聞きします。

2点目は、先ほどご答弁いただいた、令和9年度を目途とした解体補助制度の創設についてです。

他町においても補助制度はありますが、要件が厳しいためか、あまり利用されていないという声も耳にします。

今後、制度設計を進めていくに当たっては、所有者の皆さんが「これならうちでも使わせてもらおう」と、一歩踏み出しやすい柔軟な制度設計にしていきたいと思います。

せっかく制度を設けても使いにくいものであれば、本来の目的である「危険な空家等」の解消にはつながりません。

例えば、年間10件程度を目安とした予算枠を設け、利用しやすい要件、分かりやすい手続き、そして実効性のある補助率を備えた本町独自の制度設計をぜひ検討していただきたいと思いますが、町の考えをお聞きします。

空家等の対策は、所有者の方、地域の人々、そして行政の3者が協力して取り組む息の長い課題であることと認識しています。限られた人員の中で、利用面では着実な成果を上げてこられた職員の皆さんの取り組みを改めて評価申し上げますとともに、解体面においても、令和9年度の補助制度創設に向けて、利用者の目線に立った使いやすい制度設計を進めていただきたいと思っています。

町民の皆さんの安全安心な暮らしを守るため、また、将来の世代に負担を残さないためにも、引き続きご尽力をお願い申し上げます。

以上、再質問といたします。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

若林企画課長。

○企画課長（若林将基君）

再質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、管理不全空家等および特定空家等の認定制度に向けた、判断基準の整備と運用体制についてでございますが、町の「空家等対策計画」に規定するように、認定につきましては、「南部町空家対策会議」で専門家の意見を踏まえながら町長が行うことになっております。

判断基準につきましては、国から示されているガイドラインや先進事例を踏まえ定めますが、適正な運用ができるように今後、それらを精査していきたいと思っています。

また、空家対策会議につきましては、通常、役場内の関係課管理職で組織をしておりますけれども、特定空家等の認定に当たっては、建築士、弁護士などの専門的な見地からの意見聴取が必要になるほか、認定調査においても建築士の実務への従事が必要になることも想定されているところでございます。すでに申し上げたとおり、それらの空家の認定については、その後続く強い公権力の行使になり得るものであるため、高い専門性を持ち、適切に行うことができる体制を整えたいと考えているところでございます。来年度から運用ができるように、人材と予算の確保、準備を進めていきたいと思っています。

2点目の質問であります解体の補助制度についてでございます。現時点での考えとなりますので、ご了承いただきたいと思います。基本的には、国が行っている空家対策総合支援事業を参考に制度設計を行いたいと思っています。

対象施設は、特定空家等、管理不全空家等、それから不良空家の3種類を想定しています。先ほど説明をさせていただきました、特定空家等、管理不全空家等に加えまして、住宅地区改

良法第2条第4項に規定する住宅で、同法施行規則第1条第1項各号に規定される、腐朽や劣化の高い施設を、不良空家として対象にすることを考えています。

補助率・補助限度額につきましては、他町の状況を参考に検討していきます。県内では、補助率2分の1、補助限度額50万円という自治体が多いのが今の状況でございます。その上で、現状で木造住宅の解体費用が坪単価約3万5千円であることや、本町の平均的な住居の坪数、それらを考慮して、できる限り使いやすい補助制度を創設していきたいと考えています。来年度に向けて、それらを詳細に検討させていただきたいと考えております。

以上、高橋議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

今、企画課長から話した内容ですが、私も前向きに捉えています。しかも、各市町村でそういった制度を作りましたが、実際のところは名前だけであって使われていません。それでは意味がありませんから、南部町としては一歩踏み込んだ形で、この補助制度をしっかりとやってまいります。どの程度になるかは検討結果によりますが、これはお約束いたします。

以上で回答いたします。

○議長（木内秀樹君）

答弁が終わりました。

質問はありますか。

高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

質問ではありませんが、要望としてお聞きください。

やはり、先ほど町長が言いましたように、前向きに検討していただいて、本当に良いことだと思います。ただ昨今、物価上昇により解体に対する費用の単価が上がっています。解体だけではなく、周りの整地などを含めると坪3万5千円では済まないと思います。

ですから、そういう面も考慮していただいて、限度額を決定していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

高橋茂広議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それでは、2問目の一般質問をさせていただきます。

2問目の一般質問は、道の駅なんぶに併設された南部氏展示室の利活用と周辺環境の改善について質問いたします。

本町は山梨県の南の玄関口と言われ、その中で道の駅は観光振興、地域情報の発信、交流人口の拡大において大きな役割を担う、大変重要な施設です。

道の駅なんぶに併設されている南部氏展示室は、奥州南部氏発祥の地として歴史を紹介するものであり、教育委員会が調査研究を重ね、町民の皆さまの協力も得ながら整備してきた貴重

な地域資源です。南部氏館前には堂々たる騎馬像も設置されており、本来であれば本町の歴史と魅力を発信する拠点として、また道の駅の特色あるコンテンツとして十分に活用されるべきものと考えます。

しかし、現状では、南部氏が全国的に広く知られているとは言い難いこともあり、町民の関心も必ずしも高いとは言えず、道の駅を訪れる方々が展示室に立ち寄るケースも少ないように見受けられます。せっかく整備した展示室や騎馬像について、さらなる活用の余地があるように感じます。

また、もう1点憂慮されるのが周辺の環境です。売店側からの通路や観光情報室において、商品や荷物の置き方など、来訪者の目線からの整理整頓の面でご検討いただける余地があるように感じています。こうした施設において、景観や動線への配慮が十分でない状態が、来訪者の印象を損ねるだけでなく、展示室や観光情報の価値を生かせていない要因の一つではないかと捉えています。

現在、道の駅なんぶは、指定管理者が運営していますが、施設の魅力向上や空間の適正管理については、町と指定管理者が連携しながら現状を共有し、ともに改善に向けて取り組んでいただければと考えています。

そこで伺います。

1点目は、道の駅に併設された展示室の利用状況と課題をどのように捉えているのか。また、今後、指定管理者とも連携しながら、展示室や騎馬像をどのように利活用し、道の駅全体の魅力向上や観光振興、郷土教育、そして交流人口の拡大につなげていくのか伺います。

2点目は、売店からの通路や観光情報室の空間の片づけ、使い方についてどのように考えているのか伺います。

また、来訪者にとって分かりやすく、景観上も心地よい空間とするため、町として指定管理者とどのように連携・改善を進めていかれるのか、考えをお聞きます。

以上、2問目の質問といたします。ご見解をお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（杉山一陽君）

高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の展示室の利用状況と今後の活用についてでございます。

展示室開設以来、来訪者の人数につきましては、現在のところ、正確に計測する仕組みを整備しておらず、具体的な数字をお示しすることは難しい状況にあります。ただ、これまでの状況を踏まえ、道の駅全体の利用者数に対して展示室を訪れる方々の割合は比較的少数であると認識しております。また、この展示室を訪れる方々の多くは、歴史や南部氏に関心のある方々である可能性が高く、専門的な内容が中心となっているため、現状では幅広い層へのアピールや、交流人口の増加を目的としたコンテンツとしては課題があると考えております。そのため、「気軽に立ち寄れる場所」としての認識が得られていない状況にあるのではないかと危惧しているところでもあります。

しかし、この南部氏展示室は、議員ご指摘のとおり、「奥州南部氏発祥の地が、この南部町で

ある」という事実を、町民の皆さまをはじめ、広く全国の方々に認識していただくための大変重要な地域資源であります。そして、南部氏の祖である南部三郎光行公を起点とする本町の歴史や、東北地方との「縁」に触れていただける場のみならず、これを発信する役割を担っています。

それでは、これら施設を利用した町内での活用方法を見てみます。

毎年、南部中学校1年生を対象とした郷土教育の一環として「ふるさと探訪」を実施しており、歴史資料室委員の皆さまに講師を務めていただく中で、道の駅「南部氏館」等、町内を巡り、情操教育による豊かな心と知識を育んだ「なんぶ人」の育成に努めております。

このように貴重な地域資源が道の駅の一展示スペースに陥ることがないように、その価値を最大限に生かし、「南部氏イコール南部町」を象徴する場として、全国的にも広めていくことが必要だと考えております。

今後「道の駅なんぶ」が「南部氏の館」として広く認知されることを目指し、施設の掲示にも「南部氏」のデザインが施せるような工夫を加えながら、町内外から多くの訪問者を引きつける仕組み整備を検討してまいります。

次に、2点目のご質問の回答とも併せて、どのように道の駅全体の魅力向上や観光振興、そして郷土教育と交流人口の拡大につなげていくのかでございます。

まず、売店からの通路や観光情報室への空間の使い方についてでございますが、ご指摘いただきました通路等への商品等の配置につきましては、開業当初、想定をはるかに上回るお客さまにお越しいただいたことで、一時的に在庫があふれ、来訪者の皆さまの動線や景観を損なう状況がございました。この点につきましては、令和6年度に新設させていただきましたストックヤードを有効的に活用しながら、一部観光情報室周辺に保管している物品につきましても、適切な管理を促すなど、施設の動線管理や景観維持等、来訪者の皆さまに快適に過ごしていただくために、常に利用者の目線に立った空間管理を行うよう、施設管理者として、指定管理者に対して改善指導を強化していきたいと考えております。

また交流人口の増加であります。例といたしまして「道の駅なんぶ」を「南部氏の郷 道の駅なんぶ」や「南部氏館 道の駅なんぶ」といった名称に変更するなど、来訪者に「なぜ、ここが南部氏のゆかりの地なのか」と疑問や興味を抱いていただける工夫が必要であると考えております。

このような思い切った方法により、施設全体が南部氏ゆかりの地としてのアイデンティティを強調する場となり、道の駅利用のついでに展示室に立ち寄る契機を生む可能性を秘めているものと予測されます。また、騎馬像から展示室へ導き入れる導線を整備することで、改めて本町の歴史と奥州南部氏との関わりについて深掘りしていただく機会の創出が図れるものとも考えております。

今後、指定管理者とも連携、検討を密に実施する中で、南部氏ゆかりの地物産展や南部氏関連商品の開発等も視野に入れながら、「道の駅」全体として「南部氏発祥の地」をPRできれば、「道の駅なんぶ」のさらなる魅力向上と郷土教育、交流人口の拡大につなげられ、これまで歴史に関心の薄かった方々にも興味を持っていただける施設に近づけるものと考えております。

指定管理者と施設管理者である関係課が、今まで以上に相互理解を深め、協力して、積極的に新たな仕掛けを展開するよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、高橋議員のご質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

杉山生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、大変丁寧なご答弁をいただきました。

南部氏展示室の利活用と道の駅全体の魅力向上に向けて、町として前向きに取り組んでいただけの方向性が示されたことを、大変心強く感じているところです。

「南部氏イコール南部町」という明確なコンセプトの下、施設全体を通じて本町の歴史を広く発信していこうという考えに、私も大いに共感するところです。ぜひ着実に前進していただけるよう、以下の3点について伺います。

1点目は、ご答弁の中で、訪問者数を正確に計測する仕組みが整備されていない点や専門的な内容ゆえに「気軽に立ち寄れる場所」としての認識が得られていないという課題が示されました。地域資源を生かすためにも、まずは現状をしっかりと数字で把握することが大切な一歩になると思います。そこで、例えばセンサーによる簡易な通行量計測や、シールを貼るだけの簡易アンケートなどを導入し、現状把握に努めてみてはいかがでしょうか。また、専門的な展示に加え、歴史に詳しくない方や子どもたちにも分かりやすい「イラスト解説」や「クイズラリー」など、展示をより親しみやすくするソフト面の工夫についても、ぜひ検討いただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

2点目は、「南部氏の郷 道の駅なんぶ」等への名称変更の検討、施設の掲示に南部氏のデザインを取り入れる工夫、騎馬像から展示室への動線整備、さらには南部氏ゆかりの地物産展や関連商品の開発といった、これまでにない、思い切った、将来性のある提案をいただき、大変頼もしく思っています。

これらは、道の駅全体を「南部氏発祥の地」として印象付ける、大変効果的な取り組みだと思います。今後、指定管理者との連携を密にしながら、具体的にどのようなステップで、また、どのようなスケジュール感で進めていくのか。そして、町民の皆さまや歴史に関わる専門家の意見を取り入れるような場を設ける考えがあるのか、併せてお聞きします。

3点目は、郷土教育についてです。南部中学校1年生の「ふるさと探訪」など、町内の子どもたちへの取り組みは、大変意義深いものだと感じています。このふるさと探訪をさらに充実させ、小学生など、より幅広い年齢層へと段階的に広げていくことができれば、幼少期から南部町の歴史に親しみ、郷土への誇りを持った「なんぶ人」の育成につながるのではないかと思います。

一方で、この地元での学びを、町外へ発信する力につなげていくことも、交流人口拡大のカギになるのではないかと考えています。

例えば、子どもたちが学んだ南部氏の物語を、観光パンフレットへの作文掲載や学校での発表会など、子どもならではの方法で町内外に伝えていくような、「学ぶ側」から「伝える側」への展開について、教育委員会と連携して取り組んでいく機会があってもいいのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、郷土教育のさらなる充実や対象年齢の拡大、そして教育と観光・交流人

口の拡大をつなぐ取り組みについて、町の考えをお聞かせください。

「奥州南部氏発祥の地」という、南部町だけが持つ唯一無二の歴史的価値は、全国に誇れる大切な財産です。道の駅という多くの方が訪れる場を最大限に生かしながら、郷土への誇りを育む教育と、町外からの交流人口の拡大を両輪として、南部町の魅力をさらに高めていただけることを心から期待しています。

行政、指定管理者、関係機関、そして町民が一体となって、この大切な地域資源を未来へとつないでいけるよう、引き続き積極的な取り組みをお願い申し上げます。

以上で、再質問といたします。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（杉山一陽君）

高橋議員の再質問にお答えをいたします前に、高橋議員におかれましては、多数の具体的な施策案をお示しいただきましたことに感謝申し上げます。

また、ご提案いただきました施策につきまして、行政といたしまして真摯に受け止め、可能な限り最善を尽くしてまいりたいと考えております。

それでは、1点目の展示室利用者数等の現状把握と親しみやすさの向上についてお答えいたします。

まず、利用者数等を把握するためのセンサー設置につきましては、現時点では技術的・費用的な面で対応は難しい状況でございます。ただし、町内外の来訪者にシールを貼っていただき、月別の集計を行う方法は、速やかに実施可能であると考えております。

さらに、スマートフォンとQRコードを活用した調査につきましても、DX推進課と連携しながら検討を進めてまいります。

次に、「親しみやすくするソフト面での工夫」についてであります。町では現在「近藤喜則」に関わる漫画制作に着手しているところであります。漫画完成後には、南部氏関連につきましても、同じような親しみやすいコンテンツの模索、検討に努めてまいりたいと考えております。

また、ご提案いただきました「クイズラリー」の実施につきましても、道の駅での物産展等の実施と併せての開催を視野に入れながら、指定管理者とも連携を図って検討していきたいと考えております。

続いて、2点目の名称変更や関連商品開発など魅力向上に向けた今後の進め方でございます。

まず、名称変更についてでございますが、「道の駅なんぶ」へ「南部氏の郷」を追加表示するためには、国土交通省との協議が必要であると予測されるため、速やかな協議の実施と、サブ的なネーミングの追加ができるのであれば、関係課や指定管理者とも連携して、直ちに検討を開始したいと考えております。

また、「南部氏の郷」の表示看板設置についても視野に入れ、本年度中には方向性を固めていきたいと考えております。

さらに、商品開発についてでございます。現在道の駅で販売されている南部氏関連の商品は、非常に少ない状況にあります。今後、指定管理者にも商品開発を促すほか、行政としても商品制作への助言や必要に応じて資金的な支援についても検討していかなければならないと考え

ております。もちろん、その際には町歴史資料室委員の皆さまのご意見を十分に反映させ、魅力ある商品づくり等を進めてまいります。

最後に3点目の郷土教育と交流人口の拡大についてでございますが、ご指摘をいただいております「ふるさと探訪」の対象年齢層の拡大につきましては、生涯学習課が所管いたしますイベント等において、図書館ボランティアの皆さまのご協力を得る中で、保育園児等対象の「ふるさとカルタ」取りの実施や、町内小学校の各教室に「ふるさとカルタ」を配置し、自由に手に取って閲覧できる環境を整えておりますので、幼少期から少なからず町歴史資料に触れ親しんでいるものと考えております。

また、先にお示しいたしました「ふるさと探訪」とは別に、小学5年生対象のN授業におきましても、ふるさと教育の一環としてカルタを利用し、町の歴史等について触れる場を設けさせていただいておりますことも、議員ご指摘の「幅広い年齢層で、町の歴史に親しみ、郷土への誇りを持ったなんぶ人の育成」への礎を築いていくことにつながっているものと考えております。

さらに、これらの「学び」を、どのようにして観光や交流人口の拡大につなげていくのかでございますが、現在、町の公式的な交流事業といたしまして「令和南部藩」や小学5・6年生を対象にした「青森交流会」などを実施しておりますことは、すでにご承知のことと思います。特に「青森交流会」におきましては、参加者同士が卒業後も絵葉書などを通じて交流を続けているケースがあると伺っております。

このような関係性が長く続くことは、この事業の大きな成果でありますし、今後も「青森交流会」をさらに充実させ、10年後、20年後にもつながるような仕掛けを検討していく必要があると考えています。

例えば、一昔前に交流会に参加した方々が大人になり、それぞれの家族とともに再び南部町を訪れ、交流を深められる仕掛けにより、交流の輪が広がるとともに地域の結びつきも、さらに深まるものと期待を寄せるところであります。

思い出の地を再訪することで、南部氏をきっかけに昔の記憶を蘇らせ、新たな歴史や意味、価値を発見できる可能性があります。このような世代を超えた交流は、地域活性化にも非常に有益であり、取り組みを通じて、交流人口を増やすことができるほか、ふるさとの良さを直接体験することで、本町を継続的に訪問するきっかけを作ることが期待されます。さらに、地域経済や観光にも好影響を与える可能性があるとも考えております。

この実現に向けて今一度、町民の皆さま、そして町職員が「南部氏発祥の地」であるという歴史的背景や文化的価値を理解し、誇りと自信を持つことが大切であります。

行政と町民の皆さまが一体となり、大切な地域資源を未来へとつなげるために、一時的な取り組みに留まらず、長期的かつ持続可能な視点で取り組みを展開していくことが重要であります。そして、その実現に向けた仕掛け役としての役割は、行政が担うべき責務であると考えております。今後も積極的に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課の答弁が終わりました。

40分を経過しましたので質問はできませんが、何か発言があれば手短にお願いします。

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

いろいろなご提案をいただき、ありがとうございました。

実は、表示看板については、すでに設置の指示をしてあります。私も作った手前、展示室の様子をいつも見に行くのですが、入場者数は少ないです。それはやはり、表示板がないからではということで、いろいろな形で指示をしておりますから、ご期待ください。

それから、歴史に興味のある人というのは、やはり限られます。私は、訪れた場所に城などがあれば必ず見に行くのですが、それは興味があるから行くわけです。興味のない人にいくら宣伝をしても、なかなか難しい。ですがせめて、南部氏発祥の地であるということだけは広めたいと考えております。

また、史跡のある場所には必ず関連したグッズが置いてありますが、例えば青森県南部町に行きますと、八戸や盛岡もそうですけれど、あちらは冷麺やわんこそばが有名です。しかし、それには南部氏とは入っていません。それはそれで、味でいいと思います。

まず、あそこに表示看板を設置して、ここは南部氏発祥の地であるということを大いに知らしめること、それが第一だと思います。それから次の展開を図ろうと思います。

以上です。

○5番議員（高橋茂広君）

よろしくお願いします。

○議長（木内秀樹君）

以上で高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時25分です。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、大規模災害発生時におけるトイレ災害備蓄品について、まずお伺いをしたいと思います。

大規模災害の発生時における対応として、水や食料が各家庭や町、公民館などに備蓄されておりますが、実際に大規模災害が発生すると、建物が損壊し、家庭や避難所のトイレが使えなくなる可能性が高くなります。

1995年の阪神大震災では、トイレパニックを引き起こし、以来さまざまな対策が講じられてきましたが、2011年東日本大震災や2016年熊本地震、そして2024年の能登半島地震の被災地でも、同様なことが繰り返し起きているようです。これは、身近な出来事として受け止めていないことが原因ではないでしょうか。

ひとたび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞り、排泄物における細菌により感染症や害虫の発生が引き起こされ、日ごろの快適なトイレ環境は一転します。

避難所において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする避難者が増え、その上、男女共同のトイレのため、トイレの使用がためられることによって、排泄を我慢することや、トイレに行きたくないために水分や食品摂取を控えることにつながり、避難者においては、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓が発生するなど、エコノミークラス症候群等の健康被害を引き起こすおそれが生じます。

避難所の施設によっては和式便器のトイレが多く、また仮設トイレにも和式便器が多いことにより、足腰の弱い高齢者や車椅子使用の身体障害者にとっては、トイレの使用が極度に困難となります。

また、おむつ等の確保も課題となり、おむつを利用する人たちにとっては、衛生環境の悪化は生命に関わる問題となります。このように、トイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。

大規模災害がいつ起きてもおかしくない現状では、避難生活におけるトイレの課題は今まで以上に強い問題意識を持って捉えるべきであります。

町の各部局と地域の組織が連携し、事前に対応策を認識することが大切であり、災害時のトイレの確保、管理計画を作成し、その計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画等に反映させ、実際に活用できるよう防災訓練を実施、生きた計画にすることが大事であります。

能登半島地震では、石川県珠洲市の指定避難所は26カ所ありましたが、道路の寸断などの理由で使えたのは当初15カ所のみで、避難所などに備蓄されていた9千回分の携帯トイレは、被災者に行き渡らなかったそうです。

市全体の被害の規模が想定をはるかに上回り、上下水道は随所で寸断し、支援物資や仮設トイレは何日も届かず、公設トイレや避難所のトイレは汚物ですぐにいっぱいになったそうです。

これは、実際に町からも支援に入っている職員がおりますので、よく分かっているかと思えます。

珠洲市の復旧復興本部では、今回の災害を受け、各家庭で必要な量の携帯トイレを備蓄してほしい。高齢者は使い方が分からない方が多いので、年に一度は家族など一緒に実際に使用し、扱いに慣れておくことが大切であるとしています。

国では、大人の1日の平均使用回数5回の7日分、計35回分の災害時用トイレを備蓄するよう推奨しています。

町では、携帯トイレや目隠し用テントの備蓄の必要性を認識しているのか、そうであれば、備蓄についての必要数をどのように捉え、どこにいくつ設置しているのか伺います。

また、携帯トイレは実際に使用しての訓練が必要だと思いますが、実際に訓練は行っているのか、併せて伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大規模災害時におけるトイレ問題は、被災者の健康維持や生活環境の悪化防止、ひいては人間の尊厳に関わる極めて重要な課題であると認識しております。

はじめに、町の備蓄状況についてでございますが、町では、大規模災害発生から公的な支援が本格化するまでの期間を想定し、まずは発災後3日間をしのぐための備蓄を第一目標として整備しております。

具体的な備蓄品としましては、トイレ処理キット「エールキット」を5万4千枚備蓄しております。この「エールキット」は、災害により水道が停止した場合でも、ご家庭や避難所の洋式便器などに袋を被せて使用できるタイプのものでございます。しゃがむ姿勢が困難な高齢者の方々にも配慮し、また、誰もが普段に近い形で安心して用を足せるという心理的な負担軽減の観点からも、実用性が高いと考え、この製品を選定した次第でございます。

併せて、プライバシー保護のための目隠し用テントにつきましても、男性用・女性用を睦合、栄、富河、万沢地区の防災倉庫とアルカディア体育館に保管しております。

一方で、議員ご指摘の7日分という備蓄目標につきましても、近年の大規模災害において支援の長期化が課題となっている状況を踏まえた、大変重要なご指摘であると受け止めております。町といたしましては、町が直接備蓄する「公助」のみで7日間すべてを賄うのではなく、住民の皆さまによる「自助」、そして地域コミュニティによる「共助」と連携した、多層的な備えによって災害を乗り越える体制が不可欠であると考えております。

その考えのもと、町が確保する「公助」としての3日間の備蓄を基礎としつつ、これを補完する「共助」の取り組みとして、各自主防災会が「自主防災会運営補助金」や「地域の防災力を高める支援事業」といった補助金を活用し、簡易トイレセットなどを各区独自に備蓄する活動を支援しております。

さらに、「自助」の観点からは、広報や防災訓練等を通じて、各ご家庭においても最低3日分、可能であれば7日分の食料や生活必需品、そして携帯トイレを備蓄していただくよう、日ごろから啓発に努めているところでございます。

このように、町の「公助」としての3日間の備蓄を基本としながら、「共助」としての地域の備蓄、「自助」としての各家庭での備蓄を組み合わせることにより、町全体として7日間以上の長期にわたる災害にも対応できる体制の構築を目指しております。

次に、携帯トイレの使用訓練についてでございますが、現時点では実施しておりませんが、いざというときにためらわず使用できるよう、その重要性は認識しております。

防災訓練のメニューは、自主防災会で独自に考えてもらう形になっているので、今後、各自主防災会へも防災訓練時のメニューの一つとして推奨していきたいと思っております。

今後とも、議員からのご提言も真摯に受け止め、国の動向や他の自治体の事例も参考にしながら、「自助・共助・公助」それぞれの役割を明確にし、連携を強化することで、実効性のあるトイレ対策をはじめとした防災体制のさらなる充実に努めてまいります。

以上で、望月議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

ただ今、交通防災課長から、自助・共助・公助の役割を明確にして、準備ができているところをしっかりと確認していくというお話がございました。自主防災会とともに確認していただいで進めていただきたいなと思います。

さて、南部町地域防災計画におきましては、避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等を配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるとしてしています。大規模災害時における具体的な取り組みについてお伺いをします。

また、町は指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとしていますが、仮設トイレではなく、指定避難所、42カ所ありますけれども、42カ所のうち、現在、男女別のトイレが設置されていない避難所、あるいは洋式トイレが設置されていない指定避難所はいくつあるのか。改善されていないトイレについて、町は今後どう対処していくのか、お伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、誰もが安心して過ごせる避難所環境の確保は、町政の重要な責務であると認識しております。

まず、女性や子育て家庭への配慮についてですが、町では、多様なニーズに対応できる避難所づくりをハード・ソフト両面から推進しています。備蓄品としては、トイレ処理キットに加え、生理用品やおむつなども整備しています。また、プライバシー確保のため、パーテーションや目隠し用テントを利用しながら授乳室や更衣室として活用可能な体制を取ってまいります。

さらに、防災訓練を通じて意思決定の場への女性の積極的な参画を促し、自主防災会等への働きかけを行ってまいります。

次に、指定避難所のトイレ環境についてですが、町が管理する指定避難所16施設のうち、14施設では洋式トイレを設置しております。ただし、2施設、睦合ふれあいセンター、万沢ふれあいセンターは男女共用、広域柔剣道場は和式トイレ（男女別）となっておりますが、隣接に中学校、体育館がありますので、状況により利用していただければと考えております。

旧万沢小学校体育館の屋内にはもともとトイレがございませんが、隣接する万沢中学校のトイレを利用可能です。

各地区で管理運営しております公民館や、多目的集会施設の26施設についての現状把握はしていません。

地区管理施設の改修については、生涯学習課の補助金制度を活用し、周知を図りながら地区と連携し改善を支援します。

最後に議員各位の連携についてですが、大規模災害時には、行政単独での対応には限界があ

り、議員各位の支援が不可欠でございます。今年2月には3名の議員の方が「避難所生活サポーター研修」にご参加いただきました。率先して取り組んでいただきましたことに感謝申し上げます。

議員各位からのご提言は、防災対策を前進させる大きな力となります。また、議員が専門知識を現場で活用されることは、町民の安全・安心を守る上で、非常に頼りになる支えです。今後ともご提言やご協力をお願い申し上げます。

研修などの機会を通じ、議会と行政が車の両輪としてより実効性のある防災体制を構築していけるよう、引き続きお力添えをお願い申し上げます。

以上で、望月議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

もうすぐ、楽しそうな防災講習会がありますので、そちらにも積極的に参加をしていきたいと思えます。

先ほどお話にあったように、生涯学習課に公民館のトイレ改修のための補助金が今年から新設されました。改修費用の2分の1用意してくれるということで、本当にありがたく思います。

しかしながら、こういったものについては、各地区で開催される総会を通じてでないと、なかなか実行することが難しいのではないかなと思いますし、いつ起きてもおかしくない災害がすぐ目の前に迫っていますので、トイレの改修等については、適宜、町のほうで積極的に進めていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、2つ目の質問になりますが、園児、児童、生徒の避難訓練についてになります。

大規模災害発生を想定した園児、児童、生徒の避難訓練についてお伺いをいたします。

東日本大震災や能登半島地震を想定した児童、生徒の避難訓練は、地域の防災力向上と次世代の教育に向けた重要な取り組みであります。

文部科学省によりますと、小中学校の防災教育の実施率は99%以上、平成30年度時点では、ほぼすべての学校で行われております。ただ、実効性については疑問符が付くところであり、ある塾が昨年8月に実施した子どもの防災意識に関するアンケートには、小学3年から中学3年の子どもがいる保護者の32.3%が子どもの防災意識が低いと回答しています。要因は自分ごととして捉えていないというのが54.5%と最も多かったとしております。

当然、本町の小中学校においても、それぞれの学校にあった防災教育が行われていると思いますが、どのような防災教育と防災訓練を行っているのか伺います。

また、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県輪島市では、学校が休みのときに発災を想

定した避難訓練を市の教育委員会が実施しております。

タブレットと通信機器を使って安否情報を送るなど具体的な行動を確認し、家族や地域でも考えて備えることの大切さを学んでいます。

日曜の午前8時、市内全12校の小中学校の児童生徒計745人が参加する訓練を市の総合防災訓練に合わせて実施。能登半島北方沖を震源とするマグニチュード7.6、震度7の地震が発生したという想定で、スマートフォンが一斉に音を立て、緊急速報メールで訓練の開始を知らせ、訓練を実施しております。

市内の小中学校はこの日を登校日とし、訓練を振り返りながら防災を学び、子どもたちの取り組みを知り、防災について一緒に考えてもらうため、授業は保護者や地域の人たちにも公開をされております。

このように地域を巻き込んだ取り組みは実践的であり、今後の取り組みとして有効な訓練と思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

志村学校教育課長。

○学校教育課長（志村勝也君）

望月議員の質問にお答えをいたします。

昨今、地震・台風・豪雨・土砂災害などの自然災害が頻発し、特に気候変動の影響による豪雨災害や水害が多く見受けられます。

この状況を踏まえて、具体的な災害に対応する教育が必要となっており、防災教育の目的は、児童生徒が自然災害についての理解を深めるとともに、災害発生時に適切な行動を取れる能力を養うことです。また、災害に備えるための意識を育てることも目的としています。

南部町では、毎年5月の、同日・同時刻に保育所、幼稚園、小学校、中学校において地震災害が発生した想定で訓練を実施し、その後、保護者に対して引き渡す訓練を実施しています。

保護者に引き渡す際には、地震発生を想定しての訓練であるため、できるかぎり徒歩での来校をお願いしています。また、兄弟の年齢により引渡しが2カ所以上となる場合には、保護者に自身の行動を事前に検討していただき、誰を先に引き受けに行くか考えてもらう機会にもなっています。

また、園児については、毎月、地震、火災、水害を想定した訓練を実施しており、有事の際の保育士の具体的な対応も確認しております。各学校の取り組みとしては、富沢小学校では、児童生徒が実際の災害を想定できる訓練として、6月に火災時に煙を避けて避難することを学ぶために、教室に煙を充満させて実施する煙体験、起震車による地震体験、浸水時の垂直避難や高台に避難する訓練を実施しています。さらに9月には予告なしの避難訓練を実施し、教職員と児童が、突然の地震発生に対して生命の安全を図るため、自ら考えて適切な対処ができる知恵と行動力を培うことを目的に実施しています。

南部小学校では、職員会議において大地震が起きた際の職員の対応について周知徹底を行い、PTA総会時には、保護者に対して大地震発生時の対応方法について、文書とともに説明を行っています。また、児童に対しては、年5回火災や地震災害に対応する訓練を行っています。その内容は、予告がある場合とない場合を休み時間や授業中等、さまざまな場面設定で行い、

自身の身を守る方法の判断、安全な避難経路の選択をすること等、臨機応変に対応し実践力を養えるように計画をしています。

南部中学校では、自主防災組織を編成していて、各地区に防災リーダーがいます。その中で、有事の際には、中学生も地域の一員として、一定の役割を担うことを想定し、各地区の防災リーダーが町の防災訓練に先駆けて各区長と打合せを行い、中学生としてできることについて、役割を定めた上で、防災訓練に臨んでいます。

こうした活動を通じて中学生が地域の防災活動に主体的に関わることで、保護者や地域住民の防災意識もさらに高まり、各地区に刺激をもたらしています。

また、本年度、南部中学校では東日本大震災を体験した方の話を聞く「語り部」を全校生徒が参加して実施する予定です。この事業は、実際に大災害を体験した方の発災直後に命を守るために取った行動や避難時に注意した点、発災後の生活で重要だったと感じた事項について話をさせていただきます。これにより、中学生は日ごろからの備えの大切さを知ってもらうこと、また災害はいつ、どこで発生するか分からないものとして改めて認識し、自分事として考える機会になることを期待して実施します。さらに南部中学校では、そのほかにも4回さまざまな訓練を実施しています。

以上のように、学校では、地域にあった最適と考える訓練を年に複数回実施しております。

今後も、他市町村の事例などを参考に交通防災課と連携して必要と思われる防災教育を実施していきたいと考えています。

以上、望月議員の質問の答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

学校教育課長からこと細かく、各学校において実施している防災訓練、防災計画等のお話ありがとうございました。

南部町では、毎年5月に、同日・同時刻に保育所、幼稚園、小学校、中学校において地震災害が発生した想定で訓練を実施していると。各学校においても実際に考えられる災害によって違います。災害を想定した避難訓練が実施されていて、災害発生時にも十分対応ができると思われます。

しかしながら、文部科学省では、学校の立地する環境や学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など、各学校によって状況はさまざまであり、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを作成する必要があるとしております。

南部町内の学校において、防災マニュアルの作成と見直し、改善、これはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

また、大規模災害が発生したときには、学校の体育館等が地域の避難場所になり、学校が地域の防災拠点となる場合がありますが、その際の地域住民や自主防災はどうか等について、お伺いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

志村学校教育課長。

○学校教育課長（志村勝也君）

望月議員の再質問にお答えをいたします。

各学校では、教育委員会を交え、台風など大雨が予測される場合の防災行動計画を作成してありますし、毎年見直しを行っております。今年度も、学校管理職会議の際に議題として取り上げ、台風接近の2～3日前から台風接近当日、および通過後3日間程の行動について確認し、加筆修正いたしました。

また、各校では、各種災害や事案に対応する危機管理マニュアルを策定しています。4月の教職員の人事異動の際には、各教職員の役割を見直しマニュアルの更新を行っています。

避難については、避難確保計画を策定していて、これについても見直しを行っています。

避難所については、学校ごとにエリア防災会を設置していき、学校と各区防災会が有事の際の避難所運営について意識と役割を共有しています。学校開校時に発災した場合、学校が避難所を開設して運営を始め、徐々に各区防災会に運営を引き継いでいくこととなります。その際に必要となる備品や備蓄品については、エリア防災会にて管理をしています。南部中学校を例にとりますと、備蓄品として、卓上コンロ、簡易トイレ、医療セット、石油ストーブ、乾電池、ジャッキ等救助用具など40品目ほどを備えています。また、食料については、2,200食ほどを備蓄しており、賞味期限を確認しながら入れ替えを行っています。

以上、望月議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

学校におきましては、防災行動計画あるいは危機管理マニュアル、それから地域としてはエリア防災会と連絡を取りながらやっているというお話がございました。

いつ起きるか分からない大規模災害について、遠いところの話ではないと思っています。自分ごととして考え、訓練を実施していくことを続けていただきたいと思います。

また、特に、南部小学校は今年度からバス通学が始まった児童もおります。帰りに災害が起きたときにはどうしたらいいかというところで、戸惑うこともあろうかと思っています。こういった災害発生時の動きなど、十分な訓練が必要だと思いますので、ぜひその辺りもカバーしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

ここで12時になりますが、傍聴している方々におかれましては、もし都合がある方がいればご退出いただいて構いません。都合がなければ一般質問はあと一人となっておりますので、続行したいと思いますので、いかがでしょうか。よろしいですか。

（はい）

では、続行させていただきます。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

私からは、改めて一次産業や労働力確保について質問させていただきたいと思います。

これまで幾度となく一次産業の活性化について質問させていただきましたが、高齢化や人手不足などで、全体として衰退に歯止めがかかっていない現状を認識しています。なんとしても、町の未来にとっては、この問題を解決していかなければいけません。

「町に再び活気と賑わいを取り戻したい」。町民の誰もが切望しているところではありますが、それには町の強みを最大限生かし、仕事を創出し、人を呼び込み、経済を好循環させることが最善手であることは既知の事実です。

本町の強みになり得る資源、それは農産物、観光、豊かな自然と住民の皆さんの人柄ではないでしょうか。

本町は人口減少・高齢化の波に巻き込まれ、本来強みであるべきはずの農林業やものづくり産業などが衰退し、時代を支えてきた地域特有の強みを十分に生かすことができなくなっています。地域産業の衰退の現状を改めて認識し、その分野での再生、成長にチャレンジしていくこと、加えて、地域の景観や文化、歴史など多様な南部町遺産を保存活用することが、町長の言う、南部町を「一流の田舎町」に成長させることができる道ではないでしょうか。

令和4年12月の一般質問において、一次産業で本町に稼ぐ力をつけるにはと、その方策についてお尋ねしたところ、一次産業に町の発展を託すことは、担い手不足などが相まって非常に困難な状況との回答でした。

できないことをできることにする、困難なことを困難で終わらせない、時間は限られていますが、できることから一歩ずつ、官民ともに汗を流して克服することしかありません。

例えば、労働力確保の取り組みとして、町内労働力の活用、南部町ハローワークの創設や、シニア・女性への働きかけ、また、以前から提案している地域おこし協力隊、外国人労働力の活用など、対応は可能な範囲にあると思っています。特に後者は、国県からの補助金を活用すれば、町の負担も最小限で実行可能ですし、むしろ国県も推進する絶好の機会と思います。

改めて、衰退している一次産業の取り組みと観光開発、労働力不足について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（木内宏貴君）

望月小五郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「町に再び活気と賑わいを取り戻したい」という熱意ある質問に、心から敬意を表します。この思いは、行政と町民がともに共有する切実な願いであり、私たちもその思いを胸に「一流の田舎町」を目指して尽力してまいります。

ご指摘のとおり、本町の強みである農林業は、担い手不足などにより厳しい状況にあります。令和4年12月の議会でも財政課長が答弁したとおり、財政的な制約のある中で、一次産業の

振興のみで町を発展させていくことは現状では困難な課題です。とはいえ、「困難を困難で終わらせない」という議員の言葉のとおり、決して手をこまねいているわけではありません。町といたしましても、一次産業の発展に向けた具体的な施策を着実に進めています。

現在、農業分野では、中山間事業を活用し、条件不利な農地での営農継続を支援しているほか、新規就農者への相談体制の充実や関係機関との連携を通じて担い手確保に取り組んでいます。林業分野では、森林環境譲与税を活用した林道の開設工事や森林経営管理事業費等、林業の振興を図る事業を進めております。

商工観光分野では、商工会と連携しながら、町内事業所の活性化を後押しする「魅力ある個店創出支援事業」や、峡南5町で展開する峡南地域観光振興事業において、町内事業所のイベントや新商品開発を支援する「商品開発促進事業」を推進しているほか、峡南地域の周遊観光を目的としてシェアサイクル事業を実施しています。

また、静岡県方面からの誘客につながるプロモーションや観光資源の価値向上、新たな特産品の開発を通じたふるさと納税返礼品の充実による町のPR強化を進めています。そして、地域の活力を支える労働力の確保についても重要視しております。

ご指摘の地域おこし協力隊につきましては、現在は町外からの採用には至っていない状況ですが、その代わりに町内のNPO法人や移住者など、すでに地域に根ざして活動している方々の存在は、本町にとって貴重な財産として認識しております。今後は、そうした「地域の担い手」の活動をさらに後押しし、連携を深めることで、地域活性化の輪を広げてまいりたいと考えております。

また、外国人材の活用については、地域社会との調和や受け入れ環境の整備といった課題を十分に検討し、慎重に進めていく必要があると認識しております。まずは、国や県の動向や支援制度を注視するとともに、他地域の成功事例等の情報や町民のニーズ調査などから進めていかなければなりません。

限られた資源の中で最大の効果を生むためには、創意工夫が求められます。そして、議員をはじめとする町民の皆さまの知恵やご意見を積極的にお借りしながら、本町の強みを最大限に生かす道を探り続けてまいります。

今後とも、官民一体となり、「一流の田舎町」の実現に向けて、一步一步着実に歩みを進める所存であることを改めて申し上げまして、望月議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

新産業課長の答弁、素晴らしいものでした。

先ほども述べたとおり、一次産業については何度も質問させていただいてきましたが、実効性が伴わないと、どんどん時間だけが過ぎていって、人口が減っていって、どんどん苦しい状態になっていきます。今挙げられた中でもいろいろな施策があります。その施策の一つでもいいから前へ進めて、町民の皆さんがよくやっている、よくできているというまで実感させるようなところまで持っていかないと、やはりそこは難しいと思います。

再質問は、その実効性について、今、課長が挙げてくれた中のいくつか取り上げて質問させ

ていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、一次産業の発展なくして本町の未来はないと思っています。回答の新規就業者への相談体制の充実や関係機関の連携を通じての担い手確保、峡南地域観光振興事業の商品開発促進事業、観光資源の価値向上、新たな特産品の開発について、具体的な取り組みと、現在成果が出ていれば、その成果をお伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

木内産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（木内宏貴君）

望月議員の再質問にお答えをいたします。

まず、新規就農者への相談体制および担い手確保についてですが、実績といたしましては、町内でトマトを栽培する、新たに農業を始めようとしておりました方に対しまして、新規就農者育成総合対策事業費補助金を活用しまして、経営開始資金の補助を国、県と連携して行っております。こちらの農家には令和3年から令和5年までの3年間、毎年150万円、令和6年、令和7年の2年間には、年額120万円の定額補助を提供してまいりました。

今後もこの補助事業により、新規就農者の経営スタートを後押しするとともに、相談体制を充実させ、希望者の受け入れを進めることで担い手確保に引き続き努めてまいります。

次に、峡南地域観光振興事業ですが、南部町では令和7年度に2つの事業者が、峡南地域観光推進支援事業補助金を活用し、事業に取り組みました。一つ目は、「清流サウナトリート」と題しまして、テントサウナやキャニオニング、特産品の南部茶を融合した体験型プログラムです。こちらは夏休みシーズン後の9月にスタートしたという関係で、実績が問い合わせ2件、予約1件という状況でしたが、今年の夏にはさらなる利用を見込んでおります。

2つ目は、「南部茶と焚火で心を整える団体研修合宿」をテーマにしました、サウナ付きトレイラーハウスでのリモートワークや研修を企画する事業で、既存施設のアップデートを図りました。こちらは、令和7年度は7名のモニター利用にとどまりましたけれども、今後の拡充が期待されております。

今後もこの補助事業を通じまして、新商品開発や事業プロデュースへの挑戦を後押ししてまいります。新たな特産品の開発につきましては、奨励作物栽培支援事業費補助金を活用し、秋作スイートコーンの栽培を9名の農家の皆さまに、90アールの耕作地で約6千本のスイートコーンを栽培していただいております。成果といたしましては、ふるさと納税の返礼品や道の駅での販売などを通じまして、町での地域活性化の一助となっております。この取り組みに対しましても引き続き支援してまいります。

望月議員の「町の未来には一次産業の発展が必要」という強い思いを受け止めまして、町といたしましても、引き続き施策を着実に進め、成果を上げられるよう努力していく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

心ある答弁ありがとうございます。

今いただいた答弁というのは、町で補助をした人たちがちょっと動いているというぐらいで、町の下支えになるような力には、これから育てていかなければいけないということだと思えます。ですが、政府が何を言おうが、県が何を言おうが、人口はどんどん減っていきます。

この間、合計特殊出生率の話が出ましたが、地方では1.5から1.8程度になっていますが、2.07程度はないと人口は減り続けます。いつからこうなったのかといえば、1975年に初めて2を割って、1.91になりました。それからずっと下がり続けています。その歪みが今日まで続いているので、これから人口を増やすために施策を打ち出しても、何十年、下手をすれば100年かかります。このままいけばどうなるかと言ったときに、1,500万人ぐらいに日本はなるのではないかと思っています。

今はまだ1億2千万人超えていて、世界第7位ぐらいの人口はありますが、その7位の人口であってさえも、南部町はこれだけ疲弊しています。南部町の現状が、国の言う通りに施策を打っても駄目だということを、物語っていると思います。

では南部町は何をすべきかといえば、この町にあるものを使って、人を呼び込むことだと思います。通り過ぎていってもいいからこの町に来てもらい、南部町を知ってもらって、お金を落としてもらって、また週末になったら来てもらうというような、そういう好循環が生まれてくれば、南部町が明るくなると思っています。そのために何が足りないのかというと、先ほど井出でトマトハウスを経営されている方の話が出ましたが、株式会社アクロプラスの支援で、10人の雇用をしているそうです。いろいろな場所で物を作っていて、春作のコーンは1万3千本作っているという話です。

ですから、若い人たちの協力団体を作ってその地域の人たちの雇用も生んでいるという、非常にいいモデルケースになっているのではと思います。

また、先ほどの話とは別の井出の方ですが、年間を通じて大学生や無農薬で野菜を育てたいという人たちの協賛を得ていて、百数十人が春秋を中心にサポートに来ています。こういう人たちを、町に呼び込まなければならないと思っています。この件は大学も絡んでいることであるため、詳しいことを調べて、また町に提案をしようと思います。

ただ、これを課長の仕事として町に下ろすのは、前回議会の質問もあったように、町の人手も足りないわけですから、これは商工会だとか、農業協同組合がしっかり町をサポートする体制を作っていかなければいけないと思います。南部町の場合、そこが全然できてないのかなと思っています。

先ほど成功例の話が出ましたが、成功している町というのは、農協や商工会の力が強く、その力が町を支えています。

町長、商工会の会議や、農協の総会などにも出席されていると思いますが、その辺りのことをどのように考えているのか、お考えがあれば伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

農協、それから商工会、すべて町がいろいろな支援をしています。支援といっても、ただお金を出すだけではなく、何とかしてやっていただければ、提言があれば大いに支援しますよと

いう形に來ています。

これはわれわれが提言するのではなくて、地元から沸き上がってくる、それによってやることだと思っています。ところが、これはといった提言がない。

一次産業が衰退すれば町の未来はないと、すごい言葉を言われて驚きましたが、全国を見てください。一次産業で大いに成長しているところはありません。ですから、ある一定の仕事があって、なおかつそれに付随した形で一次産業をやることを考えています。例えば、われわれは役所や会社に勤めています。それは、農業のみではとても生活できないからです。

ですから私は、一次産業はあくまでも2次的な、サブのものとして捉えています。中には、本当に全財産をつぎ込んでトマト栽培をやる方もいました。今は国の施策もありますから、今後良い意見等があれば、また町としても支援をしたいと思っています。それは個々人のやる気の問題ですから、こちらからは言えません。今私が言えることは、聞こえのいいことばかり言っても、町政はできないということです。

○議長（木内秀樹君）

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

商工会は今まで大して動かず、それを何十年間も積み重ね、どんどん衰退していきました。若い人たちが提案をしても、なかなかものになりませんでした。先ほどの人口問題のようですが、それが積み重なって、現在に至っています。特に農協はもっとひどい状態です。どんどん統合されていって、この町にあまり魅力がないとなれば、どんどん撤退していきます。

しかし、一次産業で成功しているところはいっぱいあります。

一番有名なのは馬路村です。馬路村は一次産業のみで成功したと自分は思っています。南部町よりもはるかに小さな村ですが、ゆずの関連商品を開発して成功しています。つまり、そういうことも夢ではないということを、町長さんには認識してほしいです。

町長さんは全部を見なければいけないので、視点が違うのは当然です。ただ、この町は90%が山林で、居住区はほとんどない。工場誘致をしてくださいと言っても、土地がないし、リスクが多すぎる。そんな地域だというのに、山の衰退、農林業の衰退があって、この町が隆盛することはあり得ません。

では、人を呼ぶのにどうするか。あの町に行くと、賑やかだなとか、面白いなとか、人がいいとか、そのような、本当に基礎からの努力が必要ではないかと思います。土台がないところに家は建たないように、まず土台を盤石にすることが、この町を将来にわたって見捨てられないような町にするには必要ではないかと、自分は思います。

実際、国がいろいろなことを言っていますが、国は名前を付けて、存続不可能な町だとかを平気でつくっています。ですが、人口推移だけで存続不可能などということは絶対にありません。実際には人口は減っても、人間の行動力は5倍、6倍になっています。南部町に来てもらって、楽しんでもらえるような町に、良い町にすればいいだけではないかと思います。

商工会や農協に、専門家なんだからしっかりやれ、頑張ってもらわなければ困る、といった檄を町長から飛ばしてもらえば、われわれが言うよりもはるかに効き目があると思うので、そこをしっかりと補充してやればいいのかと思っています。

1番目の質問は以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

旧富沢図書館について、いよいよ解体の方向でということで、町民の皆さんにも報道されました。

5年前にこの問題が上がり、自分が議員になったときに、町長さんにもお願いしたり、当時の企画課長だった杉山課長にもお願いしたりして、サウンディング型の、民間からの力を入れて再生させようということで、山梨日日新聞に載った経緯がありましたが、自分がその一員でありながら成功させることができませんでした。今この状態にあるということが、非常に自分としては痛恨の極みというか、力不足だったと、寂しいという気持ちでいっぱいです。

これは自分の力不足だったのかなと思っていたところ、町民の方から、なぜという話が出てきたので、ここで一般質問をさせていただきたいと思います。

広報「なんぶ」4月号に掲載した「旧富沢図書館」の解体計画ですが、掲載されて以降、町民の方々からたくさんの「残念」との声をいただきました。

令和3年の公募に参加させていただいた私にとっても非常に残念であり、また存続を希望していた皆さんには非常に申し訳なく思っています。

買い取りの話もさせていただきましたが、国有地などの問題も絡み、公共施設の民間への売却は難しいとのことでした。

また、建設設計の専門家にも依頼し調査をしましたが、個人的には施設を修繕維持することは慎重に対応すべきとの助言もいただきました。

昨年、使用塗料にアスベスト混入の疑いがあり、その調査が行われたとのことですが、思い出の多い建物です。解体作業も慎重に実施していただきたいと思います。

質問は、アスベスト診断の結果と、分かる範囲での今後の計画について、町のお考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

建設課長の答弁を求めます。

尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

望月小五郎議員の再質問にお答えします。

広報「なんぶ」4月号にも掲載しましたが、旧富沢図書館は、昭和16年に富河村役場庁舎として建設され、昭和30年の富河村と万沢村との合併により誕生した富沢町の役場庁舎としても継続して利用されてまいりました。また、平成2年の新庁舎完成により庁舎機能が移転され、空き施設となった旧庁舎を平成4年に改修し、図書館として利用してきました。さらに、平成15年の新南部町誕生後も図書館として機能を持続してきましたが、耐震性の問題や経年劣化による老朽化により、令和3年11月には図書館機能を現総合センター内へ移転し、施設の集約化を果たしてまいりました。

旧富沢図書館は、富沢地域の皆さんにとってはシンボリックな建物だったため、町では同年

10月に民間事業者等を対象としました「サウンディング型市場調査」を実施し、土地・建物の利活用法等について公募を行いました。その結果、3事業者よりご提案をいただき、事業者と企画課において2年間を費やして協議を行いましたが、事業実現にはいたりませんでした。

それにより町では「すでに一定の役割を果たした施設」として、南部町公共施設等管理計画に基づきまして富沢林業センターとともに解体することに決定いたしました。

解体にあたり、令和7年度に両施設ともにアスベスト調査を実施いたしましたが、その結果は、旧富沢図書館においては「軒天」からアスベストが検出されました。林業センターにおいては、「外壁」や廊下・階段の「天井」や「床」等の一部からアスベストが検出されております。

解体につきましては、設計業務委託の入札を先月、5月20日に行いました。工期は10月31日までの約5カ月間です。両施設ともにアスベストが検出されておりますので、受注業者には人体や環境に考慮した解体作業が施工できるよう調査結果を踏まえ、指示してまいります。

また、国有地につきましては、現在業務契約を締結し、町への所有権移転登記を進めております。その後の解体工事につきましては、解体設計業務の結果を踏まえ、発注していく予定でおります。また、解体後の跡地の利活用につきましては、今後、職員で構成する公共施設等利活用プロジェクト会議で検討してまいります。土砂災害警戒区域に指定されており、建物等の建設には適さないため、駐車場等として整備し、地域の方や学校等の行事の際にご利用いただければと考えております。

以上、望月小五郎議員の質問の回答といたします。

○議長（木内秀樹君）

建設課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

何回も言いますが、残念で仕方がありません。平成18年以前に建てられた建物にはアスベストが使われているという国からの通知が出て、アスベストが入っているから使ってはいけない、という話ではないと思います。アスベストが問題ないようにすれば、既存の施設を使っても大丈夫だという前例はあります。

再質問は、町の施設において、平成18年以前に建設されたもので、アスベストが含まれて、これからもアスベスト対策が必要だということについてです。

歴史ある町所有の建物の解体です。残してほしかったと思っている町民の方の声を聞くと言葉がありません。跡地に建築物を建てられないのなら、なおさらではないでしょうか。解体要因のアスベストについて、回答では軒天から検出されたとのことですが、検出方法、検出された数値、今後、既存の建物のアスベスト診断対策について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

建設課長の答弁を求めます。

尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

望月小五郎議員の再質問にお答えします。

はじめに検査方法についてですが、アスベストの分析方法は、アスベストが含まれているか

を調べる「定性分析」と、含まれている割合を調べる「定量分析」の２種類があります。今回の調査は、建材中のアスベストの有無を判別する「定性分析」方法により、実態顕微鏡と偏光顕微鏡および電子顕微鏡による国際規格に基づいた検査を実施し、アスベストの検出結果が報告されております。

次に、検出された数値に対するご質問ですが、ただいま述べましたとおり、検査方法は定性分析による分析結果となるため、アスベストが含まれているか、いないかを調べた結果によるものです。結果報告書によるアスベストの質量の割合は、推定値になりますが、旧富沢図書館の軒天から５～５０％。林業センターでは、外壁や階段の床は０．１～５％、厨房天井は５～５０％の割合が報告されております。

次に、既存の建物のアスベスト診断および対策についてですが、日本では段階的な規定を経て、議員も申されたとおり、平成１８年９月に全面使用禁止となり、以降に着工する建築物に対しては、アスベストは含まれておりません。本町では平成２９年度に、既存公共施設にアスベストが含まれているか、職員の目視等による調査を行い、アスベストを含有している可能性施設をすでに把握しております。

これまでも適切に対応してきましたが、今後も該当する施設の解体やリフォームを行う際には、「建築基準法」や「労働安全衛生法」に基づき、有資格者による分析調査を行い、飛散防止措置等、適切な対応をとり、事業を進めてまいります。

以上、望月小五郎議員の再質問の回答といたします。

○議長（木内秀樹君）

建設課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○３番議員（望月小五郎君）

アスベストが含まれていると、やはり国の基準からしても使用はしないほうが良いということですね。ただ、調べてみましたら、国会議事堂などはアスベストがかなり入っているの、修繕しながら使っているそうです。ですから、アスベストがあるから壊さなければならないということはないと思います。

以前の回答でもスクラップ・アンド・ビルドで行くといった話は出ていましたが、先ほどの質問の中で、町の建物の中ではどこまで必要なのか、人口が減ってもこの建物は必要ではないかというような、そういう考えの人がいてもおかしくないと思います。

ノスタルジーだと言われましたが、古い建物を大切にしておいて人を集めている、素晴らしいところはいっぱいあります。隣の身延町でも、今はそれに取り組んでいるという話を聞いています。つまり、壊してしまえば終わるのではなく、何とか活用したらどうかというような考えがあっても、この町にはいいのかなと思っています。

もうすでに委託業者の入札を終えているという話ですが、実際の入札の結果とお金がどれくらいかかったのかということが分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

落札業者は木村設計になります。

金額については、申し訳ありませんが、今、手元に用意がありませんので、後ほどお伝えいたします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

○3番議員（望月小五郎君）

数字に関しては構いませんが、実際のところ町長は、こういうものは町の負担になるから壊してしまえというお考えなのではないでしょうか。5年前にいろいろな言葉をいただいて、自分が再利用までこぎつけられなかったと先ほど申したとおりですが、町長は古い建物に対して、どういった考えをお持ちですか。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

アスベストが悪影響を及ぼす物質であることは、はっきりと分かっていることです。そのまま置いておけば大変なことになります。今はまだ解体していませんが、いつ何時、災害が起きるか分かりません。例えば、地震があつて建物が倒れたとすると、アスベストが飛散して、周辺の方々に相当影響が出ることは明白です。これは、われわれとすれば放っておけません。

また、建物自体に歴史的に希少性のある、大変由緒あるものでしたら、当然保全についても考えますが、その後の維持管理等は大変です。いざ、町でやるとなったら、それに対する利用者数や収益等を考えたときに、その辺りまでしっかり考慮しないと、町の行政はできません。私もできれば残したいですが、ただ、良いものがあるから残すではなく、これからのことを考えなくてははいけません。今後のことを思えば、簡単には承諾できません。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日、水曜日には、2日目の本会議を開きます。

午前8時30分開議となりますので、午前8時15分までに議員控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

なお、この後、継続して福祉保健課よりの補足説明を行いますので、控室にお集まりください。

よろしくお願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後12時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年6月9日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 8 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 0 日

令和8年南部町議会第2回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和8年6月10日
午前8時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 芦澤潤一郎

2番 望月憲之

3番 望月小五郎

4番 塩津悟

5番 高橋茂広

6番 小泉昇一

7番 望月光彦

8番 仲亀佳定

9番 若林良一

10番 木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

9番 若林良一

1番 芦澤潤一郎

5. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長

渡辺正樹

開議 午前 8時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年南部町議会第2回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第2回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 若林良一議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（木内秀樹君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、12日金曜日、午前10時より、3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時30分までに控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後4時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年6月10日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 8 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 2 日

令和8年第2回南部町議会定例会（第3日目）

令和8年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）
日程第3 発議第2号 予算決算特別委員会の設置について
日程第4 議員派遣の件について
日程第5 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

2番	望月憲之	3番	望月小五郎
----	------	----	-------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	渡辺雄治
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	遠藤一明
企画課長	若林将基	D X 推進課	佐野智洋
財政課長	佐野郁夫	税務課長	望月 壮
交通防災課長	仲亀哲也	子育て支援課長	遠藤岳英
福祉保健課長	近藤利也	住民課長	望月裕司
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	木内宏貴	建設課長	尾崎龍次
水道環境課長	岡村 忠	デイサービスセンター所長	渡辺大祐
健康管理センター所長	大倉直也	学校教育課長	志村勝也
生涯学習課長 （兼）公民館長	杉山一陽		

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開議 午前10時00分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、3日目の会議に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、10日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

視察させていただいた企業の代表取締役におかれましては、本町に長年にわたってご奉仕を賜っております。議会といたしましても、改めて敬意を表すべく訪問させていただきました。

最先端技術を用いた精密機器の開発部門、視察させていただいた工場での製造工程には驚きの連続でありました。

あえて自社名を表に出さず、大手企業を裏方で支える経営戦略と、宇宙開発にまで広がる製品のシェアには、ただただ圧巻の思いでした。何より、従業員のことを第一と考える代表のお人柄と経営スタイルが、今日の会社の繁栄を物語っているように思われました。

また、SDGs推進の取り組みとして、お茶の減農薬栽培や地方創生の一環による農業雇用の創出、育林整備事業など、その企業姿勢は中山間地にある本町にとって、大変参考となるべきものでございました。

今回の視察は、議員各位にとりましても、心するところがあったのではないかと思います。各々、今後の議会活動に役立てていただければと思います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げます、3日目のあいさつといたします。

ただいまから、令和8年南部町議会第2回定例会3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和8年南部町議会第2回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 望月憲之議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

資料⑫、一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、すべての会計において、事項別明細書により行います。

初めに、歳入9ページについて、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

13ページから14ページについて質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3款民生費の1項社会福祉費2目の老人福祉費の補聴器の補助ですが、過日の説明によりますと、何人程度を増やし、上方修正を見込んでいるのでしょうか。また、最大補助は5万円でよろしいのかお聞きます。

○議長（木内秀樹君）

近藤福祉保健課長、お願いします。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この補聴器の購入費の助成金であります。当初予算において、こちらの補助金額が、介護保険の低所得者の軽減第1段階から第3段階に該当するものが3台分、当初で計上させていただいておりました。それから、介護保険料の低所得者軽減、第4段階に該当するものも3台ということで計上させていただいておりましたが、新年度が始まり2カ月程度が経過した時点で、すでに4名の方から両耳分の申請がございます。よって、当初で3台ずつ計上しましたが、今回の補正予算で令和8年度末までの不足に備えて、それぞれ10台ずつの補正予算として計上させていただきました。

町の補助金の最大の上限額は、第1段階から第3段階の人が5万円、それから介護保険の第4段階に該当する人が3万2千円ということになります。そのうちの2分の1が県の補助金の上限額となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありますか。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

5款の農林水産業費、2項の林業費で林道維持工事ということで、先般説明がありましたが、成島、福土地内のその場所と、工期が分かれば説明をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

答弁を求めます。

建設課長、お願いします。

○建設課長（尾崎龍次君）

ただいまの芦澤議員の質問にお答えいたします。

まず、場所についてですが、成島のほうは十枚荘の別館跡地から9.7キロ行ったところになります。法面の防護工事ということで、簡易法枠工を392平方メートル行う予定です。

次に福土のほうですが、奥山温泉から4キロ登ったところで、こちらはモルタル吹き付けを432平方メートル行う予定です。こちらの工期はまだ決定しておりませんので、入札までには決定したいと思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありますか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

先ほどの望月小五郎議員の関連質問になりますが、補聴器の購入について、障害者総合支援法によって国の制度がありますが、これにプラスして町の補助が受けられるのか。それから、例えば65歳以上とか70歳以上で難聴の方、障害者手帳を持たない、あるいは非課税世帯ではないといったところに対しての補助というのは考えていないのか、2点お伺いします。

○議長（木内秀樹君）

近藤福祉保健課長、お願いします。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この補聴器の助成金の助成の対象者というくくりがございますが、1つ目として、申請時において町内に住所を有する者。2つ目として、事業を実施する年度に65歳以上となる者。3つ目として、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装用を認めた者。それから4つ目として、先ほどお話がありましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、補装具の支援対象者でない者。難聴の手帳を持っている方は、そちらの制度で補助が受けられますので、対象外となっております。

そして5つ目として、南部町の介護保険条例の第2条、第1号から第4号のいずれかに該当する者ですが、こちらが介護保険料の低所得者軽減第1段階から第4段階の人ということになります。6つ目として、これは一回の補助になりますので、過去にこの要綱による助成を受けたことがない者。最後に、町税等を滞納していない者となっております。

基本的に補聴器については、医師の処方箋によって、認定補聴器の専門店に在籍する認定補聴器技能者から購入する補聴器が対象になっておりますので、テレビショッピングなどで取り扱われているものは、対象外となっております。

それから、原則として片耳となっておりますが、医師が認めた場合は両耳を対象とすることができます。これまで、4名の方から申請およびお問い合わせがあり、すべてが両耳を装着するという形で申請に来ております。

なお、町では本制度による対象とならない方々への補助については、現在考えていないという段階でございます。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

13ページの9款教育費の社会教育費ですが、活性化センターと総合センターの漏水について、現在、使用には何も支障がないのかということと、漏水の量や漏水箇所によっては大規模

な工事が予想されると思いますが、その辺りの見込みをお持ちでしたらお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

杉山生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（兼）公民館長（杉山一陽君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、活性化センターの漏水調査になりますが、こちらは平成13年に建築されており、令和6年に大改修をしております。その後、水道料のメーター数字で、5倍ほど水道料が増したということで、今回調査を実施するということになります。通常の使用については、今のところ問題なく活用ができるものと思っております。

同じく、総合センターにつきましては、中学校自体は昭和57年に建設をされており、また令和3年辺りに改修をしています。その後の漏水は、通常のおおよそ3倍ほどの水量が認められましたので、今回の調査に至っております。そちらも通常の使用には問題はございません。

今後、その調査に関しまして、大規模改修等が新たに発生する可能性もございますが、調査の結果、補正等の対応で処理をさせていただきたいということで、また対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第2、議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第2 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第2、議案第36号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 議案第36号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第2、議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、資料⑱、議員提出議案集をご用意ください。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 発議第2号 予算決算特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

それでは、予算決算特別委員会の設置についてを、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年6月12日

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出者 南部町議会議員 望月小五郎

賛成者 南部町議会議員 塩津 悟

賛成者 南部町議会議員 望月光彦

賛成者 南部町議会議員 小泉昇一

賛成者 南部町議会議員 高橋茂広

提出理由は、客観的な視野と住民の立場に立って、令和7年度決算を審査するため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により予算決算特別委員会を設置するものであります。

1. 名称は予算決算特別委員会

2. 委員数は議長を除く9名。

3. 目的は、令和7年度決算を審査し、付託事項の成果、課題等を検証し、検証結果を生かした今後の行政運営を執行部に促すため、予算決算特別委員会を設置するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、以上で発議第2号 予算決算特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

趣旨の説明が終わりました。

望月議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 発議第2号についての質疑を終結いたします。

望月議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第3 発議第2号 予算決算特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第3 発議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（木内秀樹君）

日程第5 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長、予算決算特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和8年第3回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員会の所管事務等に関する、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって、今期定例会を閉会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和8年南部町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年6月12日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 憲 之

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹